



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公共測量の実施の終了の通知・2件（農地農村整備課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 1

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部通信指令課） ..... 4

### 公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施・2件 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第313号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、多良間村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 多良間村地内（大神地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年1月17日から同年6月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、多良間村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 多良間村字塩川地内（多良間第2地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年1月17日から同年6月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第315号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸満市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市字糸満及び字真栄里
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年8月15日から令和5年1月31日まで

## 3 作業種類 公共測量（出来形測量）

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東部登川モール 沖縄市字登川喜名口原516番ほか30筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東部開発株式会社 沖縄市知花六丁目11番40号 代表取締役 仲宗根勉
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和4年8月26日から同年9月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年5月30日  
(2) 商号名 有限会社環水エンジニア  
(3) 代表者名 赤嶺清八郎  
(4) 所在地 豊見城市字与根561番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13215号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年4月28日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年5月30日  
(2) 商号名 南星塗装工業  
(3) 代表者名 備瀬知允  
(4) 所在地 南風原町字山川340番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第7952号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年5月30日  
(2) 商号名 株式会社美桜組  
(3) 代表者名 外間剛  
(4) 所在地 うるま市字豊原243番地1 オキナワハウス1階  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第13093号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月12日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年5月30日  
(2) 商号名 株式会社フクチプランニング

- (3) 代表者名 福地一仁  
(4) 所在地 嘉手納町字水釜112番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第14155号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年5月30日  
(2) 商号名 光洋商事株式会社  
(3) 代表者名 高原景一  
(4) 所在地 浦添市勢理客二丁目15番23号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第11237号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月18日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年5月30日  
(2) 商号名 コンボルト・ジャパン株式会社  
(3) 代表者名 島袋修  
(4) 所在地 うるま市勝連南風原5192番地21  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第14240号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年6月3日  
(2) 商号名 安慶名技建  
(3) 代表者名 安慶名盛政  
(4) 所在地 沖縄市照屋一丁目33番12号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第14036号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年6月3日  
(2) 商号名 宮里鉄筋  
(3) 代表者名 宮里力哉  
(4) 所在地 那覇市字安里57番地9  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第14394号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月6日 沖縄県指令土第799号  
2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長佐葉緑原538番2ほか8筆及び538番1の一部  
3 公共施設 なし  
4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 広島県広島市西区商工センター一丁目1番46号 丸井産業株式会社 代表取締役 下瀬ゆみ子

- 5 検査済証番号 令和4年8月4日 第4821号
- 6 工事完了年月日 令和4年7月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年1月5日 沖縄県指令土第4号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久古川原169番1及び169番6並びに171番1及び172番のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝815番地（メゾンライフ302号） 宮平和樹
- 5 検査済証番号 令和4年8月9日 第4822号
- 6 工事完了年月日 令和4年7月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年8月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察通信指令システム機器及びソフトウェアの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和4年7月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 支店長 齋藤義弘 福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額 1,699,935,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年6月3日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第125号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月26日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
施設警備業務	1級	10人	令和4年12月23日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 3 試験科目

- (1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
  - (イ) 法令に関すること。
  - (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
  - (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
  - (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験科目
  - (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
  - (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
  - (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 2級の検定に係る科目
  - ア 学科試験科目
    - (7) 警備業務に関する基本的な事項
    - (イ) 法令に関すること。
    - (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - イ 実技試験科目
    - (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 4 受検資格
  - (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
    - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
    - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
  - (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続
  - (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和4年9月12日（月曜日）から同月16日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
  - (2) 申請に必要な書類
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 添付書類
      - (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
      - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
      - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
  - (3) 提出先
    - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
    - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
  - (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
  - (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
  - (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。
  - (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交

付する。

- (3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課 (係)

**沖縄県公安委員会告示第126号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月26日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	令和5年1月16日（月曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関する  
こと。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する  
こと。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する  
こと。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する  
こと。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する  
こと。

ること。

#### 4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
  - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

#### 5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和4年9月12日（月曜日）から同月16日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 添付書類
    - ㊦ 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
    - ㊧ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
    - ㊨ 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
  - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
  - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

#### 6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--